

# FPIC ガイドライン について

FPIC team/Miho Sagara 相楽美穂  
Global Environmental Forum  
地球・人間環境フォーラム  
2015.2.5

1

## 1. ガイドラインの特徴と主要項目

2  
森林開発・森林保全事業を実施する際の既存の社会環境基準等から、重要な項目を抽出。

参照した主な文献：

- FPPがRSPOのワークショップ向けに作成したFPICのガイダンス (2008)
- コンゴ盆地周辺諸国でのFPIC実践結果のレポート(2008)
- FPPのPatrick氏によるFPICについてのガイダンス (2011)
- CCBAとCAREがまとめた、国レベルREDD+事業向けの社会環境基準 (Social & Environmental Standards) (2012)
- FSCのFPICガイドライン(2012)
- UNREDDプログラムによるREDD+実施体制支援のための社会環境原則・基準 (Social and Environmental Principles and Criteria) (2012)およびFPICガイドライン(2013)
- CCBA (NGO 5団体のパートナーシップ) による社会環境基準 (2013)

2

抽出した項目をREDD+プロジェクトの時系列に合わせて  
8ステップ36項目に整理。

| REDD+プロジェクトの段階           | FPICプロセス  |
|--------------------------|---|
| 段階 1: プロジェクト構想           | ステップ 1: 事業者内部での準備   |
| 段階 2: プロジェクト予備設計         | ステップ 2: コミュニティとの予備協議  |
| 段階 3: 実現可能性調査とプロジェクト詳細設計 | ステップ 3: コミュニティとの協働によるFPICに向けた能力とプロセスの構築<br>ステップ 4: 参加型プロセスの立案 |
| 段階 4: 契約交渉               | ステップ 5: 契約締結に向けた交渉  |
| 段階 5: プロジェクトの実施          | ステップ 6: モニタリングの実施<br>ステップ 7: 苦情処理プロセスの運用                      |
| 段階 6: プロジェクトの検証          | ステップ 8: 合意に至るまでの過程の検証   |

3

## Free(強要・脅迫・不正操作がないこと)

- プロジェクトに関与する事業者のすべてのスタッフに人権ポリシーを周知徹底させる (ステップ1-4-d)
- 先住民族・地域コミュニティが自由に選定した代表機関を交渉相手とする (ステップ2-3)
- FPICを取得するまでのプロセスを具体化し、そのプロセスについて先住民族・地域コミュニティから同意を得る (ステップ3-3)

4

4

Prior(活動が開始される以前に合意が模索され、先住民族側の協議・意見調整の段階で十分な時間が確保されること)

- 先住民族・地域コミュニティにプロジェクトの基本構想を提示するのは、プロジェクトの実現可能性調査開始前である。そしてその基本構想を彼らが理解したことを確認した上で、今後の協議に参加することに対して同意を得る(ステップ2-6,2-7)
- 参加型により人権・社会・環境影響評価を実施する(ステップ4-2)
- 契約締結に向けての交渉にあたり、先住民族・地域コミュニティ内部で、合意が形成されるまで十分に討議する時間を保証する(ステップ5-2-2)

5

Informed(提案されたプロジェクトの性質や規模・進行度・影響範囲、プロジェクトの目的等を網羅した情報が提供されること)

- 先住民族・地域コミュニティと双方向のコミュニケーションを行うための計画を策定する。その際、彼らが情報を十分に得られるようにし、第三者からの助言の機会も保証する(ステップ1-5-c)
- 自社の人権ポリシーの実施およびその内容を十分説明する(ステップ2-5)
- プロジェクト基本構想を提示する(ステップ2-6)
- FPICプロセスを先住民族・地域コミュニティに提示する際、彼らが同意する権利、同意しない権利、条件付き同意をする権利を有することを説明する(ステップ3-3-1)
- 先住民族・地域コミュニティの土地・領域・資源の所有と利用の権利、およびその境界線についての主張を、十分考慮し尊重する旨、彼らに知らせる(ステップ4-1-a)
- 先住民族・地域コミュニティと契約を締結するにあたってそのための条件として詳細なものを提示する(ステップ5-1)

6

Consent(集団としてのコミュニティが彼ら独自の意思決定プロセスのもとに選択した決定であり、同意しないという選択も含むものとする)

- プロジェクト基本構想を提示後、今後の協議に参加することに対する同意(ステップ2-7)
- FPICプロセスに対する同意(ステップ3-3-2)
- 参加型マッピングによって明らかにされた、土地の所有・利用の権利およびその境界に対する同意(ステップ4-1)
- 最終交渉に入ることにに対する同意(ステップ4-6)
- 先住民族・地域コミュニティの移転・退去が避けられない場合の交渉内容に対する同意(ステップ5-2-1)

7

7

## 2. FPIC実施上の課題

### 1) FPICに関する国際規範を当事国で実施する難しさ

事業者は、当事国の国内状況のために自社の人権ポリシーを遵守できないと判断されたばあい、プロジェクトを中止するか、もしくはFPICに関する国際規範を可能な限り尊重するための対応策を検討する(ステップ1-8)

#### ※国連指導原則11

人権を尊重する責任は、企業に期待されるグローバル行動基準である。その責任は、国家が自らの人権に対する義務を果たす能力や意思に関わりなく存在し、そして、人権を保護する国内法や規則の遵守を越えて、それらの上位に存在するものである。

8

## 2. FPIC実施上の課題

### 2) 参加型マッピングの実施可能性と土地問題の再燃

- まず、権利保有者を特定（ステップ2-2）
- 留意点として
  - 成文法のみならず慣習法上の権利を認める（ステップ2-2-a）
  - どのような個人・団体・グループも権利保有者として認定申請ができるようにする（ステップ2-2-b）
- 権利や境界線について主張が競合する場合、無理に境界線を確定しない（ステップ4-1-e）。

～インドネシアの事例～

FPICプロセスが比較的スムーズに進行した理由：

村人の村長への信頼が厚い。政治的な問題がない。村の境界が明確。意思決定プロセスがボトムアップ型。

9

## 2. FPIC実施上の課題

### 3) 「伝統的な意思決定プロセスの尊重」と「周縁・脆弱グループへの配慮」のバランス

- 事業者は、コミュニティの文化、慣行を尊重し、コミュニティ自身が選んだ代表機関を通じて交渉・協議する（ステップ2-3）
- それとともに、女性や脆弱・周縁グループに配慮し、意思決定プロセスに女性や若年者などを含む全階層の利益が反映されるよう、代表機関と協議する（ステップ2-4）
- また、脆弱・周縁グループ等の意見を吸い上げるために、苦情処理プロセスを充実させる（ステップ3-4、ステップ7）。

～インドネシアの事例～

参加型マッピングの参加者の半数が女性になるよう、村長に依頼。ただし女性の参加が半数になっても、あまり発言しないという問題も。対処策として女性だけのミーティング開催。

脆弱・周縁グループについては、村長に依頼しても、会合への参加は実現せず。

10

## 2. FPIC実施上の課題

### 4) FPICプロセスの検証

- FPICプロセスについての第三者による検証を受ける（ステップ8-1）
- そのためには事後の検証に耐え得るよう、FPICプロセスに関わる記録を十分にとっておくことが必要である（ステップ5-3）

11

11